

## 指定管理者の管理運営に対する評価シート

所管課	子ども家庭局子ども家庭部保育課
評価対象期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

## 1 指定概要

施設概要	名 称	北九州市立小倉北ふれあい保育所	施設類型	目的・機能
			I	— ⑦
	所 在 地	北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号		
	設置目的	児童福祉法第39条に規定される保育所として、保育を必要とする乳児又は幼児を保育することを目的とする児童福祉施設である。		
利用料金制		<input checked="" type="checkbox"/> 非利用料金制         ・ 一部利用料金制         ・ 完全利用料金制		
		インセンティブ制 有・ <input type="checkbox"/> 無	ペナルティ制 有・ <input type="checkbox"/> 無	
指定管理者	名 称	社会福祉法人 正善寺福祉会		
	所 在 地	北九州市小倉北区神岳二丁目10番31号		
指定管理業務の内容		保育所の管理及び保育の実施		
指定期間		令和3年4月1日～令和8年3月31日		

## 2 評価結果

評価項目及び評価のポイント						
1 施設の設置目的の達成（有効性の向上）に関する取組み						
(1) 施設の設置目的の達成						
① 計画に則って施設の管理運営（指定管理業務）が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果を得られているか（目標を達成できたか）。						
② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための取り組みがなされ、その効果があったか。						
③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られ、その効果が得られているか。						
④ 施設の設置目的に応じた効果的な営業・広報活動がなされ、その効果があったか。						
[所見]						
① 指定管理業務の実施状況						
延べ利用 児童数（人）	参考（更新前）				R3年度	R4年度
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度		
実績	964	931	926	887	891	853
うち夜間保育所	601	572	578	539	542	497
※ <input type="checkbox"/> ・・・評価対象年度（以下同じ）						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育方針がわかりやすく明示され、通常保育のほか子育て支援の取組みなど、保育計画に則って保育所運営が行われている。</li> <li>・保育の取組みについては、特定の保育士が特定の子どもの生活行為（食事、排せつ等）を継続的に援助する「育児担当制」により、一人一人を大切にする保育を実践し、子どもと保育士等との信頼関係を醸成し、子どもの情緒安定に努めている。</li> <li>・認可保育所では、市内唯一の夜間保育所で、乳児部・夜間部併設の特性を活かして7時から24時までの長時間保育を実施しており、多様な保育ニーズに対応している。また、園内対応のほか、講演後も電話相談等に双方の施設の職員が柔軟に対応するなどの支援を行っている。</li> <li>・「流れる日課」（時間を区切って子どもに従わせるのではなく、集団の中にあっても一人ひとりの時間感覚を尊重する）や「育児担当制」（上述）などを軸に、独自の視点を持った保育を行っている。また、絵本の読み聞かせや家庭への絵本貸出、木の遊具による情操教育などを行っている。</li> <li>・食育の一環として、調理の見学や野菜の栽培、調理、旬の食材にふれる活動を行った。</li> <li>・独自の取組として、全国夜間保育園連盟と筑波大学が共同開発を行った、子どもや保護者の情報を一元管理するシステムの保育環境調査ツール等を活用し、保護者支援や発達評価、事例検討に役立てている。具体的には、ふれあい保育所でシステムを管理し、保育園での様子や自動の発達の様子を入力し、それらのデータを基につくば大学の安梅研究室が評価、分析を行い、保育の実践や家庭支援に活用している。</li> <li>・日々の指導計画等の入力や登園、降園に活用することができるシステムを導入し、保育業務の効率化を図っている。</li> </ul>						

各行事の実施状況 (回)	参考 (更新前)				R3 年度	R4 年度
	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度		
園行事	23	24	24	13	14	19
地域活動	20	18	11	1	1	1
計	43	42	35	14	15	20

※令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症対策のために中止した行事あり

- ② 利用促進を目的としている施設ではないため、該当なし。
- ③ 該当なし。
- ④ 施設の性質上、保育所入所等については行政で決定するものであるため、該当なし。

## (2) 利用者の満足度

- ① 利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られていると言えるか。
- ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。
- ③ 利用者からの苦情に対する対応が十分に行われたか。
- ④ 利用者への情報提供が十分になされたか。
- ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果があったか。

### 【所見】

#### ① 利用者の満足度

保育内容についての利用者の満足度を問うアンケートでは、すべての項目の平均で、乳児部 98.1%、夜間部 96.9%という結果であり、保護者の満足度は高い。

#### 【乳児部】

アンケート回答者 29名、回収率 100.0%

項目 (単位 %)	参考 (更新前)				R3 年度	R4 年度
	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度		
子どもの様子	100.0	97.9	100.0	100.0	92.9	100.0
情報提供	98.8	100.0	97.6	94.3	97.6	98.3
保育所の状況	94.9	94.4	100.0	97.7	87.6	97.4
安全管理、事故防止の取り組み	97.3	97.2	90.5	90.5	95.2	96.6
全項目平均	97.5	97.3	98.3	96.2	92.9	98.1

#### 【夜間部】

アンケート回答者 29名、回収率 90.6%

項目 (単位 %)	参考 (更新前)				R3 年度	R4 年度
	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度		
子どもの様子	96.7	96.9	97.1	95.3	93.8	98.3
情報提供	98.9	96.9	97.8	96.1	97.0	99.2
保育所の状況	86.7	94.9	95.6	95.7	94.1	94.9
安全管理、事故防止の取り組み	94.2	93.7	94.3	96.9	96.8	93.1
全項目平均	93.9	95.5	96.6	95.9	95.3	96.9

①利用者意見への対応、②苦情への対応、③情報提供

- ・「クラスだより」、「園だより」等や年2回実施する保護者懇談会や保育参観などを通じて、園の保育内容を保護者へ積極的に情報提供するとともに、個人情報には十分配慮した上で、SNSを活用して保育の様子を配信している。
- ・3歳未満児対象の「育児日記」、3歳以上児対象の「連絡帳ファイル」は、保護者の心情把握のために重要な役割を担っている。
- ・オンラインでの保護者懇談会の際に子どもたちの成長について情報共有を図ることができた。
- ・新型コロナウイルス感染症防止のため、対面での対応が短縮された分、オンライン等を活用した。毎月写真とコメントをホームページに掲載し、個人情報には十分配慮を行いSNSでの保育の様子を配信を行ったものの、アンケートでは、情報提供の項目等平均値が前年度を下回った。

2 効率性の向上等に関する取組み

(1) 経費の低減等

- ① 施設の管理運営（指定管理業務）に関し、経費を効率的に低減するための十分な取り組みがなされ、その効果があったか。
- ② 清掃、警備、設備の保守点検などの業務について指定管理者から再委託が行われた場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫がなされたか。
- ③ 経費の効果的・効率的な執行がなされたか。

【所見】

① 経費低減の取組

- ・開所以来20年を迎え、加えて17時間開所のため、器具や什器等の劣化が激しいが、メンテナンスを繰り返し、手入れを心がけている。
- ・冷房費の節約のため、熱を遮断するカーテンを使用し節電に努めている。

指定管理料（単位 千円）	参考（更新前）				R3年度	R4年度
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度		
予算	13,227	13,227	13,227	13,227	13,227	13,227
決算	11,877	11,591	11,738	11,291	11,435	12,318
決算のうち 光熱水費	6,302	6,150	6,315	6,308	5,699	7,010

② 再委託の経費

- 清掃、警備、設備の保守点検業務については再委託を行っているが、複数の業者の見積りを比較検討するなど、経費節減が図られている。

(2) 収入の増加

- ① 収入を増加するための具体的な取り組みがなされ、その効果があったか。

【所見】

施設の性質上、保育所への入所等については行政が決定し、保育料は厚生労働省が定めた単価

をもとに市で単価を定めているため、評価の対象としない。

### 3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み

#### (1) 施設の管理運営（指定管理業務）の実施状況

- ① 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であったか。
- ② 職員の資質・能力向上を図る取組みがなされたか（管理コストの水準、研修内容など）。
- ③ 地域や関係団体等との連携や協働が図られたか。

#### 【所見】

- ① 人員配置  
配置基準に基づき、必要な保育士が配置されている。
- ② 職員の資質向上
  - ・主任保育士を中心として、保育場面の理論学習や保育ビデオ分析を行う施設内研修で専門性の向上に努めた。
  - ・全国の夜間保育園連盟経験交流研修会は、オンラインで役員会を行い、令和4年度は、「対面＋リモート」のハイブリット研修を実施した。
- ③ 地域協働  
年間を通して、地の利を生かし、総合保健福祉センターの行事や近隣町内会行事・祭り等への参加、散歩や園外保育、地域のグループホームとの交流など積極的に地域交流を図っているが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、多くの地域交流が中止された。

#### (2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- ① 施設の利用者の個人情報保護するための対策が適切に実施されているか。
- ② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されていたか。
- ③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われていたか。
- ④ 施設の管理運営（指定管理業務）に係る収支の内容に不適切な点はないか。
- ⑤ 日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。
- ⑥ 防犯、防災対策などの危機管理体制が適切であったか。
- ⑦ 事故発生時や非常災害時の対応などが適切であったか。

#### 【所見】

- ① 個人情報の保護
  - ・個人情報は事務室の所定の場所で施錠し管理している。また、ホームページ更新に関するアンケートやパスワードの設定等を行い、情報管理を徹底するとともに、特に写真の掲載にはさらに配慮した。
  - ・クラス内の作品の展示の仕方やホームページでの情報掲載等、子どもと家庭の情報の保護に努めている。
- ② 平等利用、③ 公平選定
  - ・入所児童の選定は行政が法に基づいて行うため、適切である。
- ④ 収支状況

・毎年、社会福祉施設に関する指導監査や指定管理施設のモニタリングを受けており、収支内容に不適切な点は認められない。

⑤ 安全対策、⑥ 危機管理体制、⑦ 非常時の対応

・毎月安全点検を行い危険箇所について職員会議で共有した。夜間の安全確保には特に考慮し、インターフォンやライブカメラ等でお迎えの確認を行った。

・警察署防犯課の指導のもと、不審者役を立てた不審者対策、警察への通報の仕方、サスマタの効果的な使用方法等を学んだ。また、市内小児科医によるAEDの使用方法等の研修を行うことで、職員間の連携の取り方等共通認識を持つことができた。

・緊急時には、メール配信やSNS等のメディアを利用し、情報共有を心がけた。

・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、玄関や保育室等へサーキュレーターや自動手指消毒器、パーティションを設置している。また、見学希望者が保育所内を直接見学できないため、リモートによる見学を実施した。

## 【総合評価】

### 【所見】

これまでの保育所運営に基づく知識や経験を生かした保育を行うとともに、本市唯一の認可夜間保育所として、長時間保育の環境整備に取り組んでいる。

また、保育士の資質向上を目的とした職員会議や研修を定期的に行うとともに、施設外で行われる各種研修や研究活動に職員を積極的に参加させ、そこで得られた知識を、職員間で幅広く共有するなど、安心して子育てができる支援の在り方を実践している。

新型コロナウイルス感染症対策により、保護者が保育園での子どもたちの様子がみられなかったり、直接行事に参加できなかつたりした状況の中で、SNS やオンラインを活用するなどの工夫を行っており、利用者の満足度、サービス向上に繋がる取組みがなされている。

### 【今後の対応】

今後とも研修等への積極的な参加により保育の資質向上に努め、子育て支援や地域との交流を行いながら地域に開かれた保育所運営を行っていただきたい。